

【ベーシックプラン(6ヶ月1万円値引き) 特約】

1. 契約成立日

ベーシックプラン(6ヶ月1万円引き)の契約成立日は、以下のとおりとします。

(1)新規契約の場合

アカウント発行の通知がされた日

(2)旧加盟プランからの移行又は販促プランの変更の場合

申込日又は変更日の翌月1日

2. 契約期間

契約は契約成立日から有効とし、ベーシックプラン(6ヶ月1万円引き)の料金発生日より1年間とします。但し、契約期間満了日の1か月前までに、一方当事者から他方当事者に対して本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、同一条件にて1年間自動的に更新され、以降も同様とします。なお、各種サービスの利用条件において契約期間の定めがある場合であってもベーシックプラン(6ヶ月1万円引き)の契約期間に準じるものとします。

3. ベーシックプラン(6ヶ月1万円引き)の料金

・契約当初6ヶ月間は月額20,000円(税別)となります。

・7ヶ月目より通常のベーシックプランの料金(月額30,000円税別)になります。

・ベーシックプラン(6ヶ月1万円引き)に付帯する各種サービスの料金はベーシックプラン(6ヶ月1万円引き)の料金に含まれており、付帯するサービス毎の料金は発生しません。

4. ベーシックプラン(6ヶ月1万円引き)の料金発生日

(1)新規契約の場合

アカウント発行の通知がされた日の1か月後の応当日

(2)旧加盟プランからの移行又は販促プランの変更の場合

申込日又は変更日の翌月1日

5. 違約金

ベーシックプランの最低利用期間は、料金発生日より6ヶ月とします。

最低利用期間内にプランの解約又はスタートプランへのプランダウンを行った場合は、最低利用期間の残期間分の本サービス料(定価の金額にて計算)の総額を違約金としてお支払いいただきます。但し、以下に該当する場合、違約金は発生しません。

・ライトプランからベーシックプラン(6ヶ月1万円引き)に変更後、ライトプランの料金発生日から通算で6ヶ月を超えたのちに解約した場合

なお、ベーシックプラン(6ヶ月1万円引き)の違約金については、ベーシックプラン(6ヶ月1万円引き)に付帯する各種サービスの利用条件において違約金条項の定めがある場合であっても当該違約金条項は適用されず、本特約にて定める違約金が発生します。

【別表】

基準額	控除額
180,000円(税別) ※通常のベーシックプランの6ヶ月分の本サービス料	利用者が本サービスを利用した期間に相当する本サービス料 ※ただし、契約当初6ヶ月間における本サービス料は月額30,000円(税別)で計算します。

以上

制定日 2026年6月8日